



児童手当の手続き

受給資格者 小学校就学前の子どもを養育している人に支給されます。(所得制限あり)

ただし、資格があっても届出がないと支給されませんので、手続きをしてください。

■現況届未提出の場合
平成十五年六月以前に受給資格のある人で、六月以降に現況届を提出していない場合は、支払いが一時停止されます。

■特例給付該当者の場合

会社を退職すると同時に厚生年金が切れますので、児童手当の受給資格がなくなりません。そのまま放置すると過払分を返還していただくこととなりますので、必ず消滅の手続きをしてください。

問い合わせ先 児童家庭課
(☎20-3179)

10月のごみ収集

十月十三日(月)は体育の日)は、月・木コースの可燃ごみおよび第二月曜日コースの古紙類は収集します。それ以外は収集しません。

可燃ごみ (月・木コースのみ)	収集します
古紙類 (第2月曜日コースのみ)	収集しません
プラスチック、資源ごみ、小型破砕ごみ、食品トレー	収集しません
ペットボトル (第2・4月曜日コース)	(ペットボトルの収集は、10月15日(水)に振り替えて収集します)

※ 必ず午前8時までに出してください。

■乾電池・蛍光灯の収集 10月の第1週

十月は使用済乾電池や蛍光灯の収集月です。他のごみと区別し、それぞれ別々の透明または半透明な袋などに入れて、壊れないように十月一日(水)～七日(火)の小型破砕ごみの収集日にごみステーションに出してください。

問い合わせ先 生活環境課
(☎20-3217)

名木・古木観察会

市指定保存樹木や天然記念物に指定された神社の森などを観察します。

とき 11月7日(金)

コース 市役所出発(午前9時・バス利用)～倉田八幡宮、高路神社など10カ所程度～市役所着(午後3時40分頃)

募集人数 40人(多数の場合は抽選)

費用 千円(昼食代ほか)

申込方法 住所、氏名、電話番号を明記のうえ、往復はがきで

申し込み先 生活環境課(☎20-3216)

対象 ▽六十五歳以上のひとり暮らし高齢者などの所得税非課税世帯▽六十五歳以上の寝たきり状態の高齢者を同居扶養する所得税非課税世帯

費用 無料

設置予定 12月上旬

申込期限 10月24日(金)

申し込み先 ▽各中学校区の在宅介護支援センター▽高齢社会課(☎20-3173)

■ガス漏れ警報器の設置

「城下町鳥取の再生」シンポジウム

城下町鳥取のまちづくりについて考えてみませんか。

とき 10月17日(金) 午後6時～8時

ところ 仁風閣2階

内容 ▽基調講演①「近江八幡の町づくり」講師/吉田正樹さん(近江八幡市職員・地域アドバイザー) ▽基調講演②「城下町鳥取の紹介」講師/佐々木孝文さん(鳥取市歴史博物館学芸員)

▽パネルディスカッション
▽「城下町鳥取」まちづくり提案発表会(4グループ)

定員 150人(整理券発行)

入場料 無料

申し込み・問い合わせ先 鳥取観光コンベンション協会
(☎26-0756)

